

令和6年度 松山市立久谷中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月15日策定

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の早期発見や理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主任
学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

【家庭地域等】

PTA、学校評議員、民生委員、育成支援員、公民館

【外部専門家】

支援センター
弁護士
所轄警察署

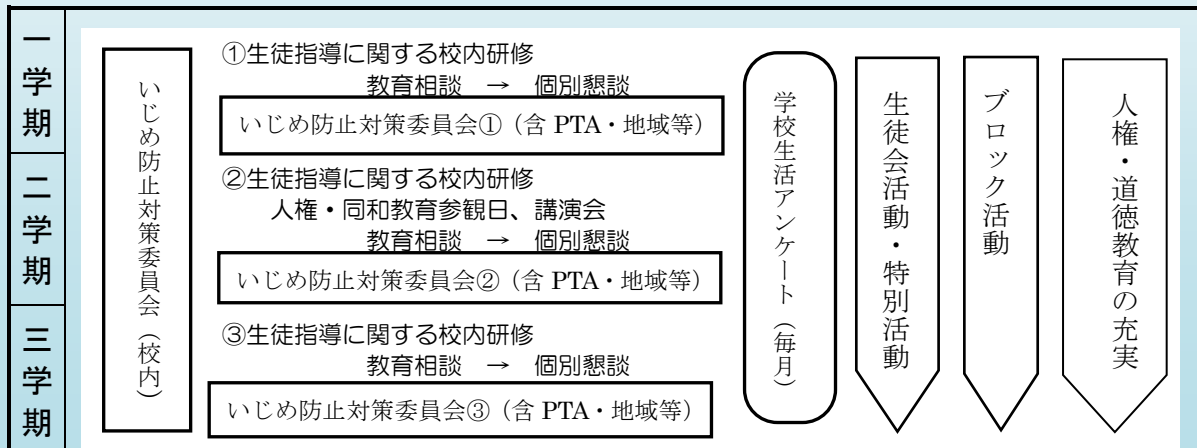
【関係機関】

松山市教育委員会
福祉総合センター
子ども総合相談センター
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめゼロ」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努める。
- ③ 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己肯定感・自己存在感の涵養に努める。
- ④ 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ⑤ 学校生活全般を通して、生徒の相互理解を深め、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導に努める。
- ⑥ 明るいあいさつの励行と、感謝の心の育成に努める。
- ⑦ 人権・道徳教育の充実を通して、自他の生命を尊重する姿勢を養う。また、生徒自らがいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑧ いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じる。
- ⑨ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年や管理職との連絡・相談を行い学校全体で情報を共有する。
- ② 毎月1回、いじめに関するアンケートを実施するとともに、教育相談や日記指導等も有効に活用する。
- ③ 全校の教職員体制での教育相談を実施し、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、スクールカウンセラー等の専門家の活用も図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」を運用し、いじめに関する情報を幅広く把握し、早期発見・早期解決に努める。
- ⑤ 学校以外の相談窓口（「松山市子ども総合相談」等）の周知を図る。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① 初期対応（発見・相談を受けた場合）

いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を直ちに止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、素早く対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するなど最大限の配慮する。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、速やかに校長・教頭や学年主任等に報告し、学校全体で情報を共有する。その後は、いじめ防止対策委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。そして、速やかに指導・支援体制を組み、組織的に対応していく。
- ③ いじめられた生徒または保護者への支援
いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）とも連携する。また、家庭訪問等により、正確な情報を保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた生徒への指導または保護者への助言
いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒も本校の大切な生徒の1人であること意識のもと、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ⑤ 集団への働きかけと継続的な指導
観衆や傍観者として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。また、「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見開いたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応
インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行うとともに、インターネット、SNS、スマートフォンなどの情報機器や情報ソフトウェアの利用に関する情報モラル研修会等も適宜行う。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。
- ⑦ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる時は、所轄警察署と連携して対処する。
- ⑧ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑦の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、学校の中に組織を設け、調査を行う。調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしきやストレスに気が付きましょう。 ○ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」 ○スマートフォンやパソコンなどを使うルールを保護者と本人とで話し合って決めましょう。 ○子どもの様子が変わったと思ったら、学校や関係機関に相談し、共に協力し合って解決に取り組みましょう。
地域に求めること	○子どもたちを地域で育てる意識を持ち、子どもたちを温かく見守りましょう。 ○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちに出会った時はあいさつや声かけをしましょう。 ○地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけましょう。